

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年9月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900739 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000049 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 29 年 4 月 1 日から同年 1 月 1 日に訂正し、同年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 29 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、請求者のA社における平成 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、20 万円から 30 万円とする。

平成 29 年 4 月及び同年 5 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 4 月及び同年 5 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間②については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 2 年 生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 29 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した請求期間①の厚生年金保険の加入記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。また、同社に勤務した請求期間②の標準報酬月額も、当初、事業主が届け出た標準報酬月額との差額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社に係る履歴事項全部証明書並びに同社から提出された請求者に係る平成29年分源泉徴収簿及び賃金台帳（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者は、同社に平成29年1月1日から継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社に係る履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間①に同社の取締役であることが確認できるところ、事業主は、請求者は社会保険事務には関与していない旨回答している。

また、請求期間①の標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年8月7日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年1月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成29年4月1日から同年6月1日までの期間について、賃金台帳等により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び取得時の標準報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は、いずれもオンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成29年4月1日から同年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日及び報酬月額を誤って届出し、その後、当該資格取得年月日及び報酬月額に係る訂正の届出を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年8月7日に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成29年6月1日から同年7月1日までの期間については、賃金台帳等により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額と同額であることから、訂正是認められない。